

託送料金制度について

2021年12月3日

資源エネルギー庁

託送料金制度の検討に係るこれまでの経緯

- これまでの構築小委において、託送料金制度の詳細設計の方向性につき取りまとめたところ、詳細論点については、電力・ガス取引監視等委員会で議論することとされた。
- これら論点については、監視委において、11/24に取りまとめがなされたところ、本日は、当該取りまとめについて監視委からご報告をいただく。

【全体】

- 論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方（電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。）
- 論点②：各論検討に向けた基本的考え方（規制期間の設定、アウトプットの設定など）

【各論】

	第一次規制期間	第二次規制期間…	
国	<p>論点③：レベニューキャップの審査方法（指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本全体の電力システムの費用対便益を基本としたアウトプットの詳細設計 ・必要な投資確保の考え方（広域系統整備計画、設備更新計画（アセットマネジメント）等との関係を含む。） ・効率化促進の考え方 ・レベニューキャップ審査要領 等 <p>論点④：託送料金の算定・審査方法（算定規則・審査要領）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップに応じた託送料金算定方法、審査要領 等 	<p>論点⑤：レベニューキャップの変更（変分承認）の考え方</p> <p>論点⑥：託送料金の変更の考え方</p> <p>論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方</p>	<p>論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期の必要投資の成果の確認や効率化努力の利用者還元及び事業者インセンティブ確保
事業者	<p>論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップ及び託送料金申請時に提出すべきデータ、計画内容等（次期規制期間に向けた前期の成果に係るデータ等を含む。） ・監視及びモニタリングに必要なデータ 		

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革①)

第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日) 資料3 抜粋 一部修正

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方	<p>＜詳細制度の検討、申請、承認、認可等のスケジュール (案) ＞</p> <p>本日、電力・ガス取引監視等委員会 (以下、「監視委」という。) から、目標とインセンティブの設定、事業計画の策定、収入上限の算定方法、料金算定に係るルール、実績収入と収入上限の乖離の取り扱い、利益 (損失) の扱い等についての検討状況を報告</p> <p>令和3年6月 本小委員会等の議論を踏まえて取りまとめ 監視委の「料金制度専門会合」及び「料金制度ワーキンググループ」において議論を継続 (注1)。</p> <p>年内 監視委での議論取りまとめ、本小委員会への報告</p> <p>令和4年春頃 省令案、審査・処分基準案のパブリックコメント実施</p> <p>夏頃 申請及び審査 (注2)</p> <p>冬頃 収入上限の承認、小売規制料金の届出、約款公表</p> <p>令和5年4月1日 新料金開始</p> <p>(注1) 構築小委及び料金制度専門会合では、消費者団体の代表を委員とし、消費者庁をオブザーバーとして、制度設計を実施。 (注2) 託送料金の予見性や透明性の確保の観点から、収入上限の審査と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の審査を進める。 (注3) 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することとされた。</p>

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革②)

第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日) 資料3 抜粋

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点②：各論検討に向けた基本的考え方	<p>＜規制期間の設定＞</p> <ul style="list-style-type: none">規制期間は5年とする。 <p>＜アウトプットの設定＞</p> <p>日本全体の電力システムのより大きな便益につなげる観点から、以下の議論を行った上で、詳細は、監視委において検討を行うこととされた。</p> <ul style="list-style-type: none">達成すべきアウトプット項目については、停電回数・停電時間の削減やサービス品質の向上、再エネ等の発電設備の系統連系円滑化等を例示した。達成すべきアウトプット項目については、目標を設定し、達成した場合にボーナスを付与するなど、インセンティブの働く仕組みとする。目標達成の確認方法については、以下を例示した。<ul style="list-style-type: none">- 監視委が「広域系統整備計画」等の実施について必要なコストが収入上限に算入され確実に実施されていることをレビューすること、- 電力広域機関が作成する「アセットマネジメントガイドライン」に照らして達成度合いをレビューすることまた、仕様統一化やデジタル化など達成すべき水準が明確でない場合は、事業者自身による、より高い目標の設定を促す仕組みも検討が必要とした。インセンティブの類型については、収入上限の引き上げ（引き下げ）等を例示した。	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。）</p> <ul style="list-style-type: none">目標分野、項目及びその内容の設定インセンティブの類型及び方法の設定各目標に対して適用されるインセンティブ類型、その具体的な算定方法等

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革③)

第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日) 資料3 抜粋

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点③：レベニューキャップの審査方法(指針)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p> <p>(注1) 災害復旧に要した費用のうち、相互扶助制度の交付金によりカバーされる金額を控除して収入上限を算定することとした。</p> <p>(注2) 今後決定される地域間連系線の増強方針に対しては追加事業報酬を設定しないこととした。</p> <p>(注3) 東電PGの過年度の経営合理化による利益を引き続き1F廃炉に充てる仕組みが必要であるところ、その収入上限への算入方針及び制度開始後の運用方針を整理した。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定を行う。一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。事業計画には、目標に加えて、前提計画、設備拡充計画、設備保全計画、効率化計画を盛り込み、各目標項目を達成するために必要な投資内容等を記載する。また、事業計画の内容は、供給計画、マスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等との整合性を確保する。見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX(新規投資・更新投資) ②OPEX(人件費・委託費等)等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を実施する。統計査定を通じた一般送配電事業者間の横比較によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す方法に加え、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定する。
論点④：託送料金の算定・審査方法(算定規則・審査要領)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者は、国の承認を受けた収入上限(5年毎)を超えない範囲で託送料金を設定する。期初における託送料金の設定については、<ol style="list-style-type: none">5年一律の託送料金とすることを、基本とするが、年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得る。

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革④)

第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日) 資料3 抜粋

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑤： レベニュー キャップの変 更（変分承 認）の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、制御不能費用の変動によって発生した期初に見積もった費用と実績費用の乖離については、原則として翌期に収入上限への反映を行う。ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映する。収入上限の設定時の想定需要と実績需要に差異が発生した場合にも、収入額に乖離が発生するが、その乖離額は翌期の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことも認める。
論点⑥： 託送料金の 変更の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">論点⑤に記載の通り、制御不能費用の変動、想定需要の見積りと実績の差等は、翌期の収入上限への反映を原則としつつも、一定の場合は期中の収入上限への反映及び料金変更を認めることとするが、反映についての詳細な考え方、申請フローについて検討されている。
論点⑦： 期中の監視 及びモニタ リングの在り方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">期中の監視及びモニタリング（事後評価）の仕組みについて検討されている。

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革⑤)

第11回 持続可能な電力システム構築小委員会 (令和3年5月19日) 資料3 抜粋

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑧： 前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜利益(損失)の扱い＞ <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が必要であるところ、実績費用が期初に見積もった金額を下回った場合(上回った場合)、それを一般送配電事業者の利益(損失)として認めるかわりに、期中又は翌期の収入増減に反映する。 ＜次期規制期間の収入上限への反映＞ <ul style="list-style-type: none">アウトプットの評価は、「論点②：各論検討に向けた基本的考え方」における「目標分野、項目及びその内容の設定」とセットで議論を進めている。具体的には、収入上限の上げ下げや、レピュテーションインセンティブの2つの管理方法が検討されている。定期洗替時における前期の利益分(損失分)の取り扱いについて検討されている。翌期に繰り越された計画等の取り扱いや、規制期間最終年度の成果の評価方法について検討されている。
論点⑨： 各時点における事業者の申請・報告内容	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜提出すべき資料＞ 下記の申請書類等について検討されている。 <ul style="list-style-type: none">収入上限の設定時の申請書類規制期間中の変分承認の申請書類定期的な報告書類

【追加論点】託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組み

- 持続可能な電力システム構築小委員会中間とりまとめ（令和2年2月）において、託送料金が合理的な審査を経たものであり、みなし小売電気事業者にとっては、託送料金の変動が外生的な要因であることを踏まえ、「託送料金の変動にあわせて、小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みを導入することを検討すべきである」とされた。
- これを受けて電気事業法が改正され、託送料金の変動に対応する場合には、小売経過措置料金の変更届出の規定が盛り込まれたところ。
- 実際に、その後の詳細制度検討により（資料1-2）、託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになる。このため、**みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出に当たっては、託送料金の変動を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本**とすることが適当と考えられるのではないか。
- 他方、みなし小売電気事業者は、小売経過措置料金の値下げ等を行う場合には、届出を行うこととされており、託送料金の変動タイミングに合わせて、小売経過措置料金の値下げ等の届出を同時に行うことも想定される。このため、**託送料金の変動に伴う小売経過措置料金の変更届出と、小売経過措置料金の値下げ等に伴う変更届出については、併せて行うことができるよう措置することとしてはどうか。**

<持続可能な電力システム構築小委員会 中間とりまとめ（抜粋）>

なお、小売電気事業者間の公平な競争環境確保の観点から、託送料金の変動する際には、託送料金の審査が合理的であり、かつ適切に情報公開がなされることを前提に、託送料金の変動にあわせて、小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みを導入することを検討すべきである。

(参考) 改正法附則第18条について

(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 みなし小売電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、電気事業法以外の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(特定小売供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合又は電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項の規定による変更の届出があったとき又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)で設定した料金若しくは同法第十八条第二項ただし書の認可を受けた料金(同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの)若しくは同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者に支払うべき当該配電事業者が同法第二十七条の十二の十一第一項の規定により経済産業大臣に届け出た託送供給等約款(同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)で設定した料金若しくは同条第二項ただし書の承認を受けた料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた特定小売供給約款(次項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出に係る特定小売供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

8 この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款(附則第二十条第七項において「旧供給約款」という。)は、第一項の認可を受けた特定小売供給約款とみなす。

本論点のまとめ

- 監視委からの報告事項と併せて、託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて、以下のとおり、「第三次中間取りまとめ」に記載することとしてはどうか。

○託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組み

持続可能な電力システム構築小委員会中間とりまとめ（令和2年2月）において、託送料金が合理的な審査を経たものであり、みなし小売電気事業者にとっては、託送料金の変動が外生的な要因であることを踏まえ、「託送料金の変動にあわせて、小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みを導入することを検討すべきである」とされた。これを受けて電気事業法が改正され、託送料金の変動に対応する場合には、小売経過措置料金の変更届出の規定が盛り込まれた。

託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出に当たっては、増加された託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。

他方、みなし小売電気事業者は、小売経過措置料金の値下げ等を行う場合には、届出を行うこととされており、託送料金の変動タイミングに合わせて、小売経過措置料金の値下げ等の届出を同時に行うことも想定される。このため、託送料金の変動に伴う小売経過措置料金の変更届出と、小売経過措置料金の値下げ等に伴う変更届出については、併せて行うことができるよう措置すべきである。